

経営企画部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

3 監査の対象及び範囲

経営企画部の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

予算決算及び会計規則によると、予算を執行しようとするときはあらか

じめ回議しなければならないと規定されているが、都市戦略専門委員報酬の支出について、予算執行に係る伺書が作成されておらず必要な決裁を受けていなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(都市戦略課)

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、都市戦略専門委員報酬について、令和3年6月分は同年7月28日、令和4年1月分は同年2月21日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(都市戦略課)

(3) 財産管理に関する事務

ア 物品会計規則によると、所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じ、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
端末	1000006296	122,100円	2022年2月9日
プリンター	1000005982	89,650円	2022年1月11日

(デジタル・ガバメント推進室)

イ 郵便切手の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数は一致していたものの、物品受払簿に所属長の確認印が押されていないものがあったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(まちづくり政策課)